県立前橋工業高等学校いじめ防止プログラム(R5)

月	いじめ未然防止の取組	いじめ早期発見の取組	いじめ対策委員会	校内研修
	(生徒対象)	(生徒及び保護者対象)	(教職員の取組)	(教職員の取組)
	・新入生オリエンテーションにおける	・学校内外の相談窓口の周知(初旬)		
4月	人間関係づくり	・昼休み校内巡視	把握したいじめ事案への対応及び	
	・登校時挨拶運動(24日~26日)	・スクールカウンセラー面談	指導・支援を要する生徒への対応	
		・職員のあいさつ運動	は、年間を通じて行う。	
		(11日~13日)	1	
		・生徒指導だより発行	・全校集会での説明及び指導	
		・教育相談だより発行 	・いじめ防止強化月間における活動の検討	
_ =	【いじめ防止強化月間】	・教育相談だより発行	・「スマホ利用ルール」及び「SNSに頼	
5月	・のぼり旗の設置、ポスターの掲示	・生徒指導だより発行	らない人間関係づくり」に係るLHRの内	
	・学校いじめ防止基本方針、相談窓口	・PTA総会における、学校いじめ防	容検討	及び学校いじめ防止基本
	の説明	止基本方針、いじめ対策委員会及び相	・学校生活アンケート結果の分析	方針の周知徹底〕
	1年「こころの教育事業」	談窓口の説明(20日)		
	・ケータイ安全教室(26日)	・学校生活アンケート		
	・ ・いじめ防止に関する取組につい	・スクールカウンセラー面談 ・面談週間(5日~16日)	・面談週間からの情報交換と対応、対策の	
6月	て内容検討	教育相談だより発行	検討	
ОЛ	C F 1/台 1灰 6 7	・スクールカウンセラー面談	(央市)	
		・生徒指導だより発行		
	・いじめ防止フォーラム参加	・リーフレット「いま、悩んでいる君」	 ・夏季休業前の全体指導	
7月	・赤城ボランティア	へ」配布	女子 所来謂(7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
. /1	3139017 2 7 -1 7	・教育相談だより発行		
8月		・スクールカウンセラー面談		
0 / 1		・生徒指導だより発行		
	・全校集会における、いじめ防止フォ	・シグマ検査の実施(26日)	 ・いじめに係る生徒意識調査の内容検討	 校内研修②
9月	ーラム成果発表会	・教育相談だより発行		[いじめの認知に係る共
	・生徒による登校時挨拶運動	・生徒指導だより発行		通理解〕
	(11日~13日)	・スクールカウンセラー面談		
		・職員のあいさつ運動(5日~7日))		
		・昼休み校内巡視		
	・2年「こころの教育事業」	・学校生活アンケート	・意識調査結果に係るLHRの内容検討	
10月	・3年「こころの教育事業」	・教育相談だより発行	・学校生活アンケート結果の分析	
		スクールカウンセラー面談		
		・生徒指導だより発行		
	・人権教室	・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止強化月間における活動の検討	
11月		・教育相談だより発行		
		・生徒指導だより発行		
	【いじめ防止強化月間】	・スクールカウンセラー面談	・冬季休業前の全体指導	
12月	・のぼり旗の設置	・教育相談だより発行	・校内いじめ防止標語コンクールの内容検	
	・生徒会による挨拶運動	・生徒指導だより発行	討	
	(11日~13日)			
	・全校集会で SNS との向き合いを含め			
[社会性の構築について考える		- 学校生江マント、1949のハギ	松内证 图
1月	・生徒による登校時挨拶運動	・学校生活アンケート	・学校生活アンケート結果の分析	校内研修③
1 月	(15日~17日)	・教育相談だより発行 ・生徒指導だより発行	・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の 内容検討	[いじめの認知に係る共 通理解]
		・生体指導により発行・職員のあいさつ運動	ドリ石(東市)	地理門
		・順貝のあいさつ連動 (10日~12日)		
		・いじめ防止等の取組状況に係る調査		
		(保護者向け)		
		・昼休み校内巡視		
[・いじめ防止等の取組状況に係る調査	・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果	
2月	(生徒向け)	・教育相談だより発行	分析	
		・昼休み校内巡視		
		・生徒指導だより発行		
3月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動	・教育相談だより発行	・春季休業前の全体指導	[
	年間計画の策定	・生徒指導だより発行	・今年度の活動の総括と次年度に向けたプ	
		・みんなの声を聞かせてください	ログラムの見直し	
		アンケート	・アンケートの結果の分析	
※ 上記形約	田のうち 「いじめ <u>防止等の</u> 取組出況	に 係る調本 (生徒向け及び促雑者向	1け)」については、調査項目の一部につ	ついて その達成性温を労

[※] 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

[※] 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。